

令和4年度第1回 群馬県景観審議会 開催結果

事務局 都市計画課

1 日時 令和4年8月5日（金） 10時00分から11時15分まで

2 場所 群馬県庁29階 第1特別会議室

3 出席者数 委員7名、事務局5名

4 議案

(1) 西毛広域幹線道路における景観誘導地域の追加指定について

5 議案説明

- 群馬県では、観光ルート等における良好な景観形成を図り、観光県ぐんまの魅力を高めることを目的に、群馬県独自の「景観誘導地域」制度を設けている。
- 景観誘導地域では、地域の景観特性に応じた屋外広告物の規制が可能であり、これまでに、上信自動車道景観誘導地域、甘楽町景観誘導地域及び西毛広域幹線道路景観誘導地域の3地域を指定している。
- 現在整備中の西毛広域幹線道路については、県条例が適用される安中市内の各工区を「景観誘導地域」に指定し、周辺地域において屋外広告物の規制を行い、良好な景観を形成していく手続きを進めている。
- 今回の議案は、令和3年4月に西毛広域幹線道路景観誘導地域に指定した安中工区の前線にあたる安中富岡工区のうち、国道18号からJR信越本線までの区間（追加指定区間①）とJR信越本線の南側から富岡市境までの区間（追加指定区間②）、高崎安中工区のうち安中工区の北側から高崎市境までの区間（追加指定区間③）の3区間を指定するものである。
- 規制範囲は、追加指定区間①は本線中心線から両側100m、追加指定区間②及び③は本線中心線から両側300mとするが、本線から展望出来ない地域は除く。
- 規制内容は、本線に向けて表示する屋外広告物の設置を原則禁止とするが、景観に配慮し、規則に則ったものであれば、自家広告物及び非自家広告物の案内誘導広告物（追加指定区間③を除く）は設置可とする。
- 今後、令和4年10月にパブリックコメントを実施のうえ、令和5年1月に県屋外広告物条例施行規則を一部改正し、令和5年4月に施行を予定している。

6 主な質疑応答（●：委員からの質問、→：事務局からの回答）

- JR信越本線を境として、規制範囲が100mから300mに切り替わる案であるが、例えば二等辺三角形のような徐々に広がっていくような形とする方が自然ではないか。
 - 景観形成方針は、県及び安中、高崎、富岡の3市で取りまとめた土地利用方針に合わせた内容となっており、その土地利用方針が線路を境に異なるため、屋外広告物の規制内容もその範囲に合わせて指定している。
- 色彩規制について、5色以内という規制案となっているが、色数を制限するよりも、彩度を落とす、色相を統一するような規制の方が落ち着いたものになるのではないか。
 - 特定の色を制限した場合、屋外広告物設置事業者の制約となる懸念があるため、規制案以上の色彩の制限は考えていない。
なお、反射板などは既に禁止物件として規制している。
- 色彩規制について、例えばグラデーション等の色が少しでも入ると、もう何万色になってしまうということがある。（色数を）規制する場合、この文言で問題なく対応できるのか。
 - また、この表記だと意味がはっきりしていない可能性があるため、見直しが必要ではないか。
 - 景観誘導地域指定後、これまでに、管轄している土木事務所に対して、色彩規制に関する問合せ等はないため、文言の修正は今のところ考えていない。
- 色彩の規制について他の事例から取り入れたのか。
 - 参考とした事例について、詳細な内容を示す資料を持ち合わせていないため、確認する。
- 屋外広告物の規制（案）の資料において、分かりにくい用語の使用や、イラストと表での用語がずれている箇所があるため、改善いただきたい。
 - 指摘内容について、修正する。
- 同じ幹線道路沿線でも県条例、市条例に適用が分かれ規制内容も異なるため、県主導で規制内容の統一等を検討いただきたい。
 - 独自の屋外広告物条例のある高崎・富岡市に対して、西毛広域幹線道路景観誘導地域の指定にあたり、規制内容などについて、情報提供や意見交換を行っている。今後も引き続き働きかけていく。
- 屋外広告物の申請をしないで設置する事業者がいる。既存不適格の広告物への対応として経過措置期間が設けられているが、申請していない場合は更新手続き等もなく設置されたままとなる。問題となっている安全対策も含めて、違反広告物への対策を検討してほしい。
 - 屋外広告物の許可業務だけでなく、違反広告物の是正指導や安全対策等についても引き続き取り組んでいく。

7 結論

- (1) 原案どおり承認された。